

# 伊丹市複合機及びICカード認証印刷システム 導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

伊丹市総合政策部デジタル戦略室

## 1. 事業名

伊丹市複合機及びICカード認証印刷システム導入事業

## 2. 事業目的

本事業は、伊丹市、伊丹市上下水道局、伊丹市交通局に、コピー機及びプリンタ、スキャナ、ファクシミリの機能を備えた高性能な複合機とICカード認証や印刷状況等を管理する機能を備えたICカード認証印刷システムを導入し、複合機台数の削減による執務スペースの確保に加え、誤印刷並びに消費電力削減によるコストの軽減、ICカードを活用したオンデマンドプリント環境の整備、印刷物の取り忘れによる情報漏洩リスクの回避を図りたいと考えている。

そこで、導入する複合機及びICカード認証印刷システムについて、価格面だけでなく、必要機能に加え、セキュリティ対策、環境への配慮、トータルコスト削減等に資する優れた企画提案を募集する。

## 3. 事業内容

「伊丹市複合機及びICカード認証印刷システム関連機器等調達仕様書」のとおりとする。

## 4. 事業期間

- (1) 複合機及びICカード認証印刷システム導入・テスト等に係る期間  
契約締結日から令和4年11月20日まで
- (2) 複合機及びICカード認証印刷システム運用・保守に係る期間  
令和4年11月28日から令和10年1月31日まで

## 5. 事業費（提案上限額）

- (1) 複合機の賃借に係る費用

複合機本体については、機器等の賃貸借、導入、保守、消耗品の納入、機器部品の交換、必要に応じたカスタマイズ、故障対応、操作支援等に係る経費の一切を含めた使用カウントに応じた単価契約とし、複合機賃借料として支払うものとする。

96,865千円以下（税抜）（62ヵ月総額：支払い方法は別途調整）

(2) ICカード認証印刷システム使用料

ICカード認証印刷システムに係るハードウェア、ソフトウェア、システム構築費用については伊丹市とリース会社とで賃貸借契約を締結し、毎月リース料を支払う。本プロポーザルで選定された事業者は、物品の調達事業者となる。

9,849千円以下（税抜）（62ヵ月総額：調達費用）

(3) ICカード認証印刷システム運用・保守に係る費用

6,467千円以下（税抜）（62ヵ月総額：支払い方法は別途調整）

※この金額は契約時の予定価格ではなく事業規模を示すものである。

※提案価格を提出する際には、上記各事業の提案上限額を超えてはならない。

## 6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 伊丹市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (6) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に指定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。
- (8) 提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報保護及びデータ管理観点から、以下の認証いずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。
- なお、再委託先がある場合は、委託先をあらかじめ明らかにした上で、委託先も当該条件を満たしていること。
- ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）
- ② プライバシーマーク（JIS Q 15001）
- (9) 過去5年間に於いて、本事業と同規模程度の複合機及びICカード認証印刷システムの設置・運用の実績を有すること。

## 7. 実施スケジュール

日程については以下を想定している。

公募開始日	令和4年5月16日（月）
質問受付締切	令和4年5月23日（月）
質問回答	令和4年5月25日（水）
企画提案参加申込受付締切	令和4年5月31日（火）
企画提案資格審査結果通知	令和4年6月 3日（金）
企画提案書等受付締切	令和4年6月17日（金）
企画提案審査	令和4年6月24（金）・27日（月）
審査結果通知	令和4年6月30日（木）

## 8. 質問の受付及び回答

提出書類に関する疑義等について、質問受付期間内に電子メールで質問があった場合に限り回答を行うものとする。

- (1) 提出期限：令和4年5月23日（月） 17時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。  
メールアドレス：johokanri@city.itami.lg.jp
- (3) 回答日：令和4年5月25日（水）
- (4) 回答方法：質問者の会社名等を伏せた形で、質問内容及び回答を本市ホームページに掲載する。

## 9. 企画提案参加申込受付及び資格審査結果通知について

### (1) 提出書類

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
参加申込書（様式第2号）	原本1部 ※会社印・代表者印を押印すること
会社概要（様式第3号）	原本1部
「ISMS認証取得証明書」又は 「プライバシーマーク認定取得証明書」 の写し	原本1部

※提出書類の電子ファイル（押印不要）についても、期限までに電子メールで提出すること。

メールアドレス：johokanri@city.itami.lg.jp

### (2) 提出期限等

提出期限：令和4年5月31日（火）必着

提出方法：持参又は郵送によること。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことを証明できる方法とすること）

提出場所：伊丹市総合政策部デジタル戦略室（7階）

### (3) 資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、本プロポーザルの参加資格を審査する。審査結果については令和4年6月3日（金）に申込事業者宛に電子メール（別途書面でも送付）にて通知する。

## 10. 参加辞退について

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を提出すること。

## 11. 企画提案書等の作成及び提出について

### (1) 提出書類

提出書類、様式等	提出部数、留意事項等
企画提案確認書（様式第5号）	原本1部 電子媒体1部
企画提案書（様式自由）	原本1部 電子媒体1部 ※作成要領については「16. 提案書作成要領」に従うこと。
業務実績書（様式第6号）	原本1部 電子媒体1部 ※自治体導入実績を確認するため、項目の伏字及び未記入は認めない
事業実施体制（様式第7号）	原本1部 電子媒体1部 ※構築体制及び保守体制について、協力会社を含めて記載すること。

	※プロジェクトメンバーの提案システム導入実績を記載すること。
見積書（様式第8号及びその内訳書（様式自由））	<p>原本1部 電子媒体1部</p> <p>※原本は会社印・代表者印を押印すること</p> <p>※本システムの導入及び運用開始後62ヵ月維持・運用するために必要な経費の見積りを記載すること。また、その内訳も資料（様式自由）で提示すること。</p> <p>※伊丹市、伊丹市上下水道局、伊丹市交通局それぞれの調達仕様書に対する見積りを当該見積書にまとめること。</p>
機能要件一覧（様式第9号）	<p>原本1部 電子媒体1部</p> <p>※対応可否・代替案等について記載すること。</p> <p>※伊丹市、伊丹市上下水道局、伊丹市交通局それぞれの機能要件に対する対応可否・代替案等を当該機能要件一覧にまとめること。</p>

## (2) 提出期限等

提出日：令和4年6月17日（金）必着

提出方法：持参又は郵送によること。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことを証明できる方法とすること）

提出場所：伊丹市総合政策部デジタル戦略室（7階）

## (3) 提出書類の確認について

提案書類について「14. 失格事項」に基づき内容の確認を行い、確認結果を令和4年6月23日（木）に電子メール（別途書面でも送付）にて通知する。

## 12. 審査について

以下のとおり企画提案審査を実施する。

(1) 実施日：令和4年6月24日（金）及び27日（月）

(2) 実施方法：

①提案事業者が事前に提出した企画提案書等

②質疑応答：電子メール

※提案内容に対して審査委員からの質問がある場合は、6月24日（金）に電子メールで送付する。提案事業者は6月27日（月）11時までに電子メールで回答すること。

## 13. 審査基準及び配点について

提案内容及び提案価格を総合的に評価し、得点の総計が最も高い者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として選定する。なお、応募者が1者の場合、評価基準により、適否を判断するものとする。

(1) 企画提案内容・実績体制 600点/1200点

(2) 提案価格 600点/1200点

審査結果については、令和4年6月30日（木）に各提案事業者宛に郵送（別途電子メールでも送付）にて、順位及び得点を通知する。

また、後日、市のホームページにも掲載する。

## 14. 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限、作成形式等が、本要領に適合していないとき



- (2) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (3) 応募資格要件を満たしていないとき、あるいは虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (4) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格である伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき
- (5) 見積書の金額が、「5. 事業費（提案上限額）」に示した金額を超過しているとき
- (6) 機能要件一覧において「×：対応不可能」と回答したとき
- (7) 提案業者が1者のみの場合で、企画提案内容・実施体制に係る審査の結果、6割以上の得点（360点／600点）を取得できなかったとき

## 15. 契約

- (1) 選考された優先交渉権者と伊丹市の間で速やかに選定後の提案内容を確認する場を設け、実現方法について精査した結果、提出された提案書・見積額及び上限価格の範囲内で妥当と認められる場合は、両者協議の上、提案内容の追加、変更及び削除し、契約内容を確定するものとする。優先交渉権者は確定した内容に基づき再度、見積価格を提示することとする。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行うこととする。
- (2) 協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。  
なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (3) 受託者は伊丹市情報セキュリティポリシーを遵守し作業を行うこと。
- (4) 受託者は伊丹市と機密保持契約を締結すること。
- (5) 契約は、以下の6つに分けて締結する。
  - ・複合機の賃貸借契約①（別紙2-1-①「複合機一覧」）：伊丹市

- ・複合機の賃貸借契約②（別紙2-1-②「複合機一覧」）：伊丹市
- ・複合機の賃貸借契約③（別紙2-1-③「複合機一覧」）：伊丹市上下水道局
- ・複合機の賃貸借契約④（別紙2-1-④「複合機一覧」）：伊丹市交通局
- ・ICカード認証印刷システムの賃貸借契約：伊丹市 ※リース会社と締結
- ・ICカード認証印刷システムの保守委託契約：伊丹市

## 16. 提案書作成要領

- (1) 企画提案書は原則A4とし、必要な場合はA3を使用しても構わない。専門知識を有しない者にも理解できるように専門用語を使用する際は、注釈をつけること。また、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすさ、読みやすさに努めること。作成する電子データについてはPDFファイルとすること。
- (2) 各項目の記載内容について、具体的に提案を指示している項目は、提案内容を詳しく記載すること。仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。
- (3) 提案書に記載する内容は、原則本業務における実施事項として提案事業者が提示し、契約するものであるが、追加提案事項については本事業費の範囲内か追加費用が発生するかを明記すること。
- (4) 提案書は、「伊丹市複合機及びICカード認証印刷システム調達仕様書」の内容を満たした上で作成することとし、次の順番で項目別に作成すること。
  - ①本事業に対する考え方や取組みについて
    - ・提案事業者の本事業に対する考え方や取組みについて記載すること。
    - ・提案事業者の主な導入実績について、過去5年以内における自治体（人口規模を記載すること）の導入実績を記入すること。
    - ・提案事業者と本市の作業分担等について記載すること。
  - ②導入に係る具体的な提案について
    - ・システム運用開始までの作業スケジュールについて記載すること。

- ・プロジェクト管理に伴う実施体制について記載すること。また、協力事業者(子会社含む)と委託契約する場合は、その事業者名、代表者名、委託内容(具体的に)を記入して提出すること。

### ③複合機に係る提案

- ・提案機種およびオプション機器について、スペックや特徴等を記載すること。

### ④ICカード認証印刷システムに係る提案

- ・ICカード認証印刷システムに関して、システムの仕様等具体的な提案内容を記載すること。
- ・提案システムの全体像を図示すること。
- ・障害発生時の印刷方法及びログの収集方法について、具体的な運用例等を記載すること。(システム管理者および一般ユーザが行うべき作業について明記すること)

### ⑤運用・保守について

- ・保守点検の頻度および消耗品の供給体制について記載すること。
- ・複合機の故障およびICカード認証印刷システムの障害発生時のサポート体制について記載すること。

### ⑥環境への配慮について

- ・事業者の環境配慮への取組方針及びその内容を記載すること。
- ・複合機本体、オプション機器、複合機消耗品の製造・使用・廃棄までのライフサイクルにおける環境配慮への取組について記載すること。
- ・室内熱負荷への影響や温室効果ガス削減効果の見込みについて、参考資料「現行機種一覧」をもとに、推測できる範囲で記載すること。

### ⑦その他の提案やアピールポイント

- ・FAX・スキャナ送信の誤操作による情報漏えい等防止機能や人事異動対応、カウンタ報告作業の簡素化等、本市にとってメリットのある、調達仕様書にはない提案内容や導入事業者としてのアピールポイント等があれば記載すること。

なお、当該提案に係る費用が発生する場合は、見積書の「追加提案事項に係る費用」の欄に合計額を記載し、別紙でその内訳を記載すること。

## 17. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないととも、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 本件に関して知り得た伊丹市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (6) 参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。
- (7) 提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (8) 企画提案審査の質疑にて、提案価格内で「実施する」と回答した内容は必ず実現すること。
- (9) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

- (10) 新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、本実施要領の手続き等の一部を変更する必要があることを許容すること。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。
- (11) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

## 18. 提出先・本件に関する問い合わせ先

伊丹市総合政策部デジタル戦略室 ICT管理担当（担当 村社、木庭）

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL：072-764-5081 FAX：072-784-8131

Mail：johokanri@city.itami.lg.jp

以上